

平成19年8月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「条例案」 14 件	
1	秋田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する件 ・郵政民営化法(平成17年法律第97号):平成17年10月21日公布、一部を除き平成19年10月1日施行	○改正理由 郵政民営化法(平成17年法律第97号)の施行等に伴い、資産等報告書等の記載事項を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 資産等報告書に記載する事項から郵便貯金を除くもの 2 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)等の施行に伴い、規定を整備するもの ○施行期日 平成19年10月1日から。ただし、一部の規定については公布の日および平成19年9月30日から。施行日前に有していた郵便貯金等を預金とみなす旨の経過措置を規定する。
2	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件 ・雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号):平成19年4月23日公布、一部を除き同日施行	○改正理由 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)の施行に伴い、失業者の退職手当の受給資格要件を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 失業者の退職手当の受給資格要件を、原則として現行の勤続期間6月以上から12月以上に改めるもの 2 その他規定を整備するもの ○施行期日 平成19年10月1日から。ただし、一部の規定については平成22年4月1日から。条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

3	秋田市情報公開条例および秋田市個人情報保護条例の一部を改正する件 ・郵政民営化法（平成17年法律第97号）：平成17年10月21日公布、一部を除き平成19年10月1日施行	○改正理由 郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 不開示情報の例外から、日本郵政公社の役員および職員の職務遂行に係る個人情報を除くもの ○施行期日 平成19年10月1日から									
4	秋田市市税条例の一部を改正する件 ・地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）：平成19年3月30日公布、一部を除き平成19年9月30日施行	○改正理由 地方税法の一部改正（平成19年法律第4号）に伴い、法人課税信託の引受者に法人市民税を課すとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 法人課税信託の引受者を、法人税割によって課する法人市民税の納税義務者とするもの 2 その他規定を整備するもの ○施行期日 平成19年9月30日から									
5	秋田市手数料条例の一部を改正する件 ・温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第31号）：平成19年4月25日公布、一部を除き平成19年10月20日施行	○改正理由 温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第31号）の施行に伴い、温泉利用許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 温泉利用許可を受けた地位の承継の承認に係る申請手数料の額（7,400円）を定めることとするもの 2 その他規定を整備するもの ○施行期日 平成19年10月20日から。ただし、2に関する改正は、公布の日から									
6	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理費用の適正化を図るため、改正しようとするもの ○改正要旨 廃棄物の処理手数料等について、次のように改定するもの 10キログラム当たりの処理手数料等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改定後</th><th>現行</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物</td><td>112円</td><td>90円</td></tr> <tr> <td>産業廃棄物</td><td>202円</td><td>180円</td></tr> </tbody> </table>		改定後	現行	一般廃棄物	112円	90円	産業廃棄物	202円	180円
	改定後	現行									
一般廃棄物	112円	90円									
産業廃棄物	202円	180円									

		○ 施行期日 平成20年4月1日から。改正後の規定は施行日以後の搬入から適用する旨の経過措置を規定する。
7	秋田市個別排水処理施設条例の一部を改正する件	○ 改正理由 - 月の中途における個別排水処理施設の使用の開始等に係る使用料の算定方法等を改めるため、改正しようとするもの ○ 改正要旨 1 月の中途において、個別排水処理施設の使用の開始等をした場合は、日割りにより使用料を算定することとするもの 2 井戸水等を使用した場合の使用料の算定方法を改めるもの ○ 施行期日 平成19年12月1日から。ただし、2については平成20年4月1日から。改正後の1の規定は平成19年12月分の徴収すべき使用料から適用する旨の経過措置を規定する。
8	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	○ 改正理由 - 月の中途における農業集落排水施設の使用の開始等に係る使用料の算定方法等を改めるため、改正しようとするもの ○ 改正要旨 1 月の中途において、農業集落排水施設の使用の開始等をした場合は、日割りにより使用料を算定することとするもの 2 井戸水等を使用した場合の使用料の算定方法を改めるもの 3 その他規定を整備するもの ○ 施行期日 平成19年12月1日から。ただし、2については平成20年4月1日から、3については公布の日から。改正後の1の規定は平成19年12月分の徴収すべき使用料から適用する旨の経過措置を規定する。
9	秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する件 ・都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）：平成18年5月31日公布、平成19年11月30日施行	○ 改正理由 - 都市計画法の一部改正（平成18年法律第46号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○ 改正要旨 - 開発行為に係る事前協議等についての規定を整備するもの ○ 施行期日 平成19年11月30日から

10	市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する件	○ 改正理由 新たな有料駐車場の増設に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○ 改正要旨 新たな有料駐車場の増設に伴い、駐車場使用料の規定を整備するもの ○ 施行期日 平成19年10月1日から。改正後の規定は施行日以後の利用等から適用する旨の経過措置を規定する。
11	秋田市火災予防条例の一部を改正する件 ・建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第49号）：平成19年3月16日公布、一部を除き平成19年6月20日施行	○ 改正理由 建築基準法施行令の一部改正（平成19年政令第49号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○ 改正要旨 規定を整備するもの ○ 施行期日 公布の日から
12	秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件	○ 改正理由 月の中途における水道の使用の開始等に係る料金の算定方法を改めるため、改正しようとするもの ○ 改正要旨 月の中途において、水道の使用の開始等をした場合又はメーターの口径を変更した場合における料金については、日割りにより算定することとするほか、規定を整備するもの ○ 施行期日 平成19年12月1日から。改正後の料金に関する規定は平成19年12月分の徴収すべき料金から適用する旨の経過措置を規定する。
13	秋田市下水道条例の一部を改正する件	○ 改正理由 月の中途における公共下水道の使用の開始等に係る使用料の算定方法等を改めるため、改正しようとするもの ○ 改正要旨 1 月の中途において、公共下水道の使用の開始等をした場合は、日割りにより使用料を算定することとするもの 2 井戸水等を使用した場合の使用料の算定方法を改めるもの ○ 施行期日 平成19年12月1日から。ただし、2については平成20年4月1日から。改正後の1の規定は平成19年12月分の徴収すべき使用料から適用する旨の経過措置

14	秋田市地域下水道条例の一部を改正する件	置を規定する。 ○改正理由 月の中途における地域下水道の使用の開始等に係る使用料の算定方法等を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 月の中途において、地域下水道の使用の開始等をした場合は、日割りにより使用料を算定することとするもの 2 井戸水等を使用した場合の使用料の算定方法を改めるもの ○施行期日 平成19年12月 1 日から。ただし、2 については平成20年 4 月 1 日から。改正後の 1 の規定は平成19年12月分の徴収すべき使用料から適用する旨の経過措置を規定する。												
「 単 行 案 」 7 件														
15	町および字の区域を変更する件	○宅地造成による町名および地番の整理に伴い、町および字の区域を変更しようとするもの												
<table><tr><td colspan="2">変更前の町・字の区域</td><td>変更後の町の区域</td></tr><tr><td colspan="2">桜二丁目および下北手桜字袖ノ沢の各一部</td><td>桜ガ丘一丁目</td></tr></table>			変更前の町・字の区域		変更後の町の区域	桜二丁目および下北手桜字袖ノ沢の各一部		桜ガ丘一丁目						
変更前の町・字の区域		変更後の町の区域												
桜二丁目および下北手桜字袖ノ沢の各一部		桜ガ丘一丁目												
16	字の区域を変更する件	・実施期日 告示日 ・実施面積 9,382.53㎡（計画戸数20戸） 根拠法：地方自治法第260条第1項 ○県営ほ場整備事業（河辺大沢地区）の施行に伴い、字の区域を変更しようとするもの												
<table><tr><td colspan="2">変更前の字の区域</td><td>変更後の字の区域</td></tr><tr><td colspan="2">河辺大沢字中田、河辺大沢字治郷沢、河辺大沢字中島および河辺大沢字苗代沢の各一部</td><td>河辺大沢字堂ノ下</td></tr><tr><td colspan="2">河辺大沢字中島の一部</td><td>河辺大沢字中田</td></tr><tr><td colspan="2">河辺大沢字中田、河辺大沢字川向および河辺大沢字苗代沢の各一部</td><td>河辺大沢字中島</td></tr></table>			変更前の字の区域		変更後の字の区域	河辺大沢字中田、河辺大沢字治郷沢、河辺大沢字中島および河辺大沢字苗代沢の各一部		河辺大沢字堂ノ下	河辺大沢字中島の一部		河辺大沢字中田	河辺大沢字中田、河辺大沢字川向および河辺大沢字苗代沢の各一部		河辺大沢字中島
変更前の字の区域		変更後の字の区域												
河辺大沢字中田、河辺大沢字治郷沢、河辺大沢字中島および河辺大沢字苗代沢の各一部		河辺大沢字堂ノ下												
河辺大沢字中島の一部		河辺大沢字中田												
河辺大沢字中田、河辺大沢字川向および河辺大沢字苗代沢の各一部		河辺大沢字中島												
17	市道路線を認定する件	根拠法：地方自治法第260条第1項 ○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 8 路線 延長2,299m 認定後の市道総延長 約1,960km												

		根拠法：道路法第8条第2項
18	秋田市立秋田北中学校増改築工事請負契約を締結する件	○秋田北中学校増改築工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 下新城中野字街道端西241番地の90 ・契約金額 1,036,381,500円 ・契約先 中央土建・瀬下・千代田建設工事共同企業体 ・工期 平成21年2月20日まで ・工事概要 - 校舎棟 RC造4階建て一部S造平家建て 4,438.97㎡ - 体育館棟 RC造一部SRC造2階建て 2,132.91㎡ 根拠法：地方自治法第96条第1項
19	秋田市立秋田北中学校増改築冷暖房設備工事請負契約を締結する件	○秋田北中学校増改築冷暖房設備工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 下新城中野字街道端西241番地の90 ・契約金額 159,600,000円 ・契約先 羽後設備株式会社 ・工期 平成21年2月20日まで ・工事概要 [暖房方式] ・玄関・多目的ホール、普通教室 温水床暖房＋補助暖房 ・特別教室 温水暖房 ・体育館、武道場 ガス焚天井輻射暖房 ・便所、パントリー 遠赤外線電気パネルヒーター [冷房方式] ・職員室、メディアセンター ガスヒートポンプ式空調機 根拠法：地方自治法第96条第1項
20	秋田市戸籍事務電算システム導入業務委託契約を締結する件	○戸籍事務電算システム導入業務委託契約を締結しようとするもの ・契約金額 457,249,800円 ・契約先 日本電気株式会社秋田支店 ・履行期限 平成20年12月31日まで ・業務概要 ・本庁、土崎・新屋支所、河辺・雄和市民センターで管理している戸籍簿等のデータ化 ・現在戸籍、附票のデータセットアップ

		・ 除籍、改製原戸籍、平成改正原戸籍、除票のイメージデータ作成 ・ 戸籍事務電算システムの構築 ・ 戸籍総合システム ・ 戸籍証明書等発行システム ・ 人口動態等統計システム ・ 外国人登録管理システム ・ 郵便請求処理システム ・ 自動交付機からの戸籍謄抄本の発行システム等 根拠法：地方自治法第96条第1項
21	土地を買い入れる件	○ 新屋比内町市営住宅の建替住宅用地として取得しようとするもの ・ 所 在 新屋比内町469番4ほか17筆 ・ 種 類 畑、宅地、山林、保安林 ・ 面 積 7,502.50㎡ ・ 予定価格 173,020,666円 根拠法：地方自治法第96条第1項
	「 予 算 案 」 3 件	
22	平成19年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件	○ 資料別紙
23	平成19年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件	○ 資料別紙
24	平成19年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件	○ 資料別紙
	「 決 算 認 定 」 3 件	
25	平成18年度秋田市病院事業会計決算認定の件	○ 資料別紙
26	平成18年度秋田市水道事業会計決算認定の件	○ 資料別紙
27	平成18年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	○ 資料別紙

	「 追加提案 」 「 人 事 案 」 1 件	
28	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○ 人権擁護委員堀井道子氏の任期満了（平成19年12月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの 根拠法：人権擁護委員法第6条第3項